

中央区役所周辺の公共施設再編事業 官民対話の結果(令和8年7月)

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[か]	[英]	[数] 条	項	行数			
1	入札説明書	7	第 1	2	(8)	ウ				9	任意事業	任意事業の実施にあたり、貴市による審査・承諾等は必要になりますでしょうか。	「資料1－3 要求水準書【運営・維持管理】」に記載のとおり、本市の承諾が必要となります。具体的には維持管理業務及び運営業務に関する仕様書の改訂手続きの中で、協議、承認を行う想定です。
2	入札説明書	7	第 1	2	(8)	ウ				9	任意事業	令和7年11月13日付けの質疑回答No.10について確認です。 事業期間内において、任意事業の提案および実施はいつ行ってもよい(事業者提案時の提案に限らない)という認識でよろしいでしょうか。	事業期間内において、任意事業の内容および実施期間は事業者提案時の趣旨から外れない範囲で、本市との協議に基づき変更を認める想定です。具体的には維持管理業務及び運営業務に関する仕様書の改訂手続きの中で、協議、承認を行う想定です。
3	入札説明書	7	第 1	2	(8)	ウ				9	任意事業	令和7年11月13日付けの質疑回答No.10についての確認です。 維持管理運営期間内において、任意事業の内容および回数は、事業者提案時の趣旨から外れない範囲で、貴市との協議のもと変更が可能という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。具体的には維持管理業務及び運営業務に関する仕様書の改訂手続きの中で、協議、承認を行う想定です。
4	入札説明書	8	第 1	2	(9)	イ	d			15	任意事業に伴う収入	令和7年11月13日付けの質疑回答No.15についての確認です。「任意事業に伴う収入」は、独立採算のためSPCの収入とせず、SPCを介さず運営企業が直接収受する提案が認められるでしょうか。	本市の承諾を得たうえであれば認める想定です。 ご質問の提案も可とします。ただし、任意事業に伴う収入をSPCの収入としない場合には、様式8－23・24を適宜複製し、SPCの収支計画と任意事業の収支計画をそれぞれご提案ください。
5	入札説明書	8	第 1	2	(9)	イ	d			15	任意事業に伴う収入	令和7年11月13日付けの質疑回答No.12, 15についての確認です。 SPCを介さず運営企業が直接任意事業収入を収受する場合、任意事業収支計画表についても、SPCの収支計画(行政財産の貸付料または運営企業の施設利用料等)と運営企業の収支計画(収入:参加費、支出:委託費、施設利用料、行政財産使用料等)をそれぞれ提出が必要となるということでしょうか。 その場合、SPCの収支計画は、施設利用料については収入のみが計上されることになりますが、その認識で問題ないでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
6	入札説明書	10	第2								入札参加に関する事項	事業期間において、代表企業、構成企業に代表者変更、本店所在地変更、商号変更等の登記事項の変更が生じた場合の取扱いについてご教示ください。 また、そのような変更が生じた場合に必要となる届出手続きや提出書類、手続きの時期等について、現時点で想定されている運用があれば併せてご教示ください。	前段については、「資料5 事業契約書(案)」に記載、押印の項目が変更になった場合は、届出が必要となります。 後段については、届出の様式等は想定はありませんが、変更の事実の報告とその挙証資料の提出を求める想定です。
7	入札説明書	22	第 3	3	(6)	オ				15	ヒアリング	ヒアリングの概要が決まっていたらご教示ください。(審査員との質疑応答中心かプレゼンテーションが中心か等)また、市民への公開プレゼンテーション等は考えておられますか。	ヒアリングについては、応募者によるプレゼンテーション及び審査委員会との質疑応答を実施する予定です。詳細な実施方法については、後日通知します。 なお、現時点では市民向けの公開プレゼンテーションは予定していません。
8	入札説明書	22	第 3	3	(6)	オ				15	ヒアリング	ヒアリングのレベルを統一するため、模型および動画の使用可否に関する基準を明確にさせていただけますと幸いです。(例:模型の使用可否、模型のスケール制限、動画の使用可否、動画を使用する場合の動画時間制限など)	ヒアリングにおいて使用できる資料については、応募者間の公平性の確保及び提案内容の適切な審査の観点を踏まえて設定します。詳細な取扱いについては後日通知します。
9	資料1－1 要求水準書(総則)	7	第 1	8	(2)					9	本来事業のうち利便施設運営業務	既存の市民食堂の営業終了日の指定はございますか。	現区役所の最終営業日を想定していますが、詳細は契約締結後の協議とします。
10	資料1－1 要求水準書(総則)	7	第 1	9						23	事業期間	西A地区における「区役所新庁舎」と「図書館等複合施設」は、建築基準法上一つの建築物と想定しております。工事フェーズが異なることから、建築確認申請は一括で進めるものの、実施設計成果品の納品については各施設の工事フェーズに合せて分割して行う形で支障ないかご教示ください。なお、後半フェーズにおいては、変更確認申請の受理を前提としております	建築基準法上一の建築物となるものについては、建築確認済証の受領後速やかに成果物をご提出いただき、その成果物の納品をもって実施設計が完了することを想定しているため、不可とします。 なお、計画変更確認申請は、別途成果品を求める想定です。
11	資料1－2 要求水準書(設計・建設)	9	第 1	2	(2)					16	解体範囲	「解体対象施設のうち、西谷公園、与野体育館及び旧与野公民館を除く解体については、新施設への引っ越し作業完了後に着手する事ができるものとする。ただし仮設建築物を設ける等、施設が休止しないよう対応する場合はこの限りではない。」とありますが、上記の解体対象施設には、事業区域内の駐車場も含まれるか、ご教示ください。	駐車場も含まれます。
12	資料1－2 要求水準書(設計・建設)	13	第 2	1						29	共通事項	「設計段階から施工段階まで一貫したBIMを活用」とありますが、「別紙15 成果物・納品リスト」ではBIMモデルの提出について記載がありません。BIMモデルは提出不要でしょうか。	「その他必要な資料等」として提出してください。
13	資料1－2 要求水準書(設計・建設)	14	第 2	2	(2)					31	基本設計・実施設計	「事業者は、基本設計業務期間中に、市民・職員等の利用予定者から意見を聴取し、その内容及び対応について本市と協議すること。」とのことですが、基本的には市民・職員等からの意見徴収の場を貴市の方で設定して頂けると理解してよろしいでしょうか。	意見聴取について、市が設定することは想定しておりません。市が協力できることは、会場の提供等を想定しています。
14	資料1－2 要求水準書(設計・建設)	14	第 2	2	(1)	エ				20	既存建築物汚染物質調査(アスベスト)	「アスベスト分析未調査箇所については、アスベスト含有建材との見込みで想定している」とあり、令和7年11月官民対話会質疑回答No.42において「含有建材の想定レベルは、レベル1:耐火被覆等の吹付材等、レベル2:煙突等の断熱材・配管保温材等、レベル3:ボード等の仕上げ材 等」とご回答を頂きましたが、鉄骨等の耐火被覆材、煙突等の断熱材・配管保温材は、既存解体建築物の全ての部材に対してアスベスト含有建材として見込む認識でよろしいでしょうか。	不明としている建材は含有建材とみなしています。なお、要求水準書を含む「入札説明書」等に明記されておらず、また、その他公表されている資料・情報等より合理的に予測できず、事業者の責めに帰さない予測困難な事案については協議の対象とします。

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[か]	[英]	[数] 条	項	行数			
15	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	14	第 2	2	(1)	工				19	既存建築物汚染物質調査(アスベスト)	別紙14「既存建物アスベスト調査報告書」において、「不明」とされている箇所があります。 「不明」箇所についてアスベスト含有を前提にレベル1～3を仮定して見込む必要がありますが、想定するレベルにより解体工期、全体工期及び事業費に大きな影響が生じます。 このため、「不明」箇所について市が想定する前提条件(レベル区分等)があればご教示ください。	令和8年5月15日に公表した、質問の回答及び官民対話の結果No.42をご確認ください。
16	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	14	第 2	2	(1)					19	既存建築物汚染物質調査(アスベスト)	別紙14「既存建物アスベスト調査報告書」において、一部の建材が「不明」と整理されています。 「不明」と判定された理由及び調査完了とした経緯についてご教示ください。	優先順位をつけて調査したため、調査未実施の材料を、不明としております。
17	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	17	第 4	1						6	建設・解体業務 共通事項	工事期間中の工事車両出入口の設置場所については、法令遵守をしていれば制限はないとの認識でよろしいでしょうか。 もしくは、設置場所に制限がある場合はご指示願います。	ご理解のとおりです。なお、近隣に配慮した計画としてください。
18	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	17	第 4	1						9	共通事項	令和7年11月13日付けの質疑回答No. 6に関連して確認です。 「事業者は、近隣への工事内容の周知を徹底し、理解を得るように努めること。」との記載がありますが、近隣説明については発注者様にて主催していただき、受注者は発注者様が開催する近隣説明の円滑な実施に協力させていただくものと考えてよろしいでしょうか。	近隣説明の主体は事業者です。ただし、事業そのものに関する意見等への対応は市が行います。
19	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	21	第 5	1	(5)	工				29	内部建具	『施錠方法の変更に対応できること』と記載がありますが、施錠方法の変更については本事業の範囲外であり、貴市による実施という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	23	第 5	1	(7)	ア				3	駐車場・駐輪場計画	「公用車用92台(常用77台、外来用15台)以上の駐車スペースを設けること。」とありますが、公用車駐車場92台に小型車用(2. 3m以上×5. 0m以上)を含めることは問題ないでしょうか。	問題ありません。なお、小型車用の台数については、契約締結後の協議とします。
21	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	23	第 5	1	(7)	ア				11	駐車場計画	質問の回答及び官民対話の結果(令和8年5月)No. 54において、「東B地区に駐車場を配置する場合、近隣住宅内の市道を通行しない対策として市道1号線からの接続は可能という理解でよろしいでしょうか」との質問に対し、「ご理解のとおりです」との回答がございます。要求水準では、「東B街区に一般車用駐車場を配置する場合は、市道438号線からの出入りのみとし」との記載がございますが、市道1号線からの出入りも認められるとの認識でよろしいでしょうか。	令和8年5月15日に公表した、質問の回答及び官民対話の結果No.54をご確認ください。
22	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	23	第 5	1	(7)	ア				23	駐車場・駐輪場計画	「車いす利用者用駐車場は、施設の主要な出入り口の近接した位置に設け、…」とありますが、各施設機能が複合する建物であるため、主要と考える出入口が複数ある場合、複数ある主要な出入口の一つに近接して車いす椅子利用者用駐車場を設ける、という考え方でよろしいでしょうか。	要求水準を満たせばご理解のとおりです。
23	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	24	第 5	1	(8)	ア				19	外構	「原則、門扉やフェンス等は設けず開かれた施設とすること。」とあり、また、P48、(9)コモンスペースのコンセプトに「鴻沼川と一体となるオープンスペースを生み出すなど、地域住民が親しみを感じる空間づくりを行う。」とあるため、西A・B街区の西側、鴻沼川側の敷地境界については、フェンス等を設けず、適宜境界位置がわかる設えを行うことで問題ないでしょうか。	西A・B街区の西側、鴻沼川側の敷地境界については、フェンス等を設けないことは可能です。なお、境界部分については、位置が明確となる設えとし、段差を無くすなど、歩行者の安全性にも配慮してください。
24	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	25	第 5	1	(8)	ア				18	外構	「除去広告物や公園資機材等の保存スペースを100㎡程度確保し、搬出入路を設けること。」とありますが、【質問の回答及び官民対話の結果(令和8年5月)番号67】の回答で「屋根等は必要ありませんが…」とあり、囲い等も不要とのことですが、保存スペース100㎡は一時的に使用すると考えてよいでしょうか。また、保存スペースの利用頻度や保存期間、搬出入頻度をお教えてください。	一時的に使うものではなく、常用的に使うスペースとして使用することを想定しています。また、除却広告物や公園資材とは、除却したのぼり広告や、カラーコーン、防塵ネット等を想定しています。 スペースの仕様については、資材置き場のため、囲いやアスファルト舗装を実施するなど、雨水が流入しにくい設えであることや、養生シート等の飛散防止対策を期待しています。また、公用車駐車場の近くであることや、一般利用者の目につきにくい配置についてもご配慮ください。
25	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	25	第 5	1	(8)	ア				18	外構	「除去広告物や公園資機材等の保存スペースを100㎡程度確保し、搬出入路を設けること。」とありますが、保存スペース100㎡は一時的に使用すると考え、検診車駐車スペースと兼用することは問題ないと考えてよいでしょうか。また、保存スペース内にマンホールがあることは問題ないと考えてよいでしょうか。	前段は不可とします。後段は維持管理上支障なければ可とします。
26	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	26	第 5	1	(9)					3	防災計画	要求水準にインフラ途絶に備えた多重電源化の記載があります。電力2回線引込を行う場合、引込負担金は、事業者負担でしょうか。 またその場合、事業者提案時点で金額確定が困難であるため、契約締結後の電力会社協議により確定した引込負担金を変更対象として協議できるものと考えてよいでしょうか。 また、給排水などのインフラについても引込負担金・加入金が必要な場合の負担者は事業者となりますでしょうか。	一般的なインフラ引込負担金や加入金は事業者負担とし、入札価格に含めてください。 また、電力2回線引込については要求水準上では必須ではありません。採用する場合、費用は事業者負担になります。 なお、契約締結後に引込負担金が確定した場合であっても、当該費用の増減のみを理由とした契約変更の協議の対象とはなりません。
27	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	26	第 5	1	(9)					21	防災計画	「雨水抑制施設を、西A街区の広場等の公共空地に設けること。」とありますが、敷地にかかる全体の雨水流出抑制数量の一部を建物下部のPIT(雨水抑制槽)で賄うことは可能でしょうか。	不可とします。
28	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	26	第 5	1	(9)					19	防災計画	必要となる防火水槽の容量をお教えてください。	容量は40㎡です。 付属資料5をご参照ください。

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[カ]	[英]	[数] 条	項	行数			
29	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	30	第 5	3	(2)	エ				4	受変電設備	「受変電設備は閉鎖型とし電気室内に設置すること。」とありますが、各街区共通で適用される要求水準になりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	30	第 5	3	(2)	カ				24	発電設備	要求水準に「各関連法規に定める予備電源装置として設けること。また、汎用負荷にも供給可能とすること。」、「電源の多重化を行い、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような計画とすること。」と記載がありますが、これは市庁舎がある街区だけと考えてよろしいでしょうか。市庁舎機能がない街区についても同様の対応が必要でしょうか。	庁舎機能を有する建築物において、庁舎機能部分についてはご理解のとおりです。 また、公民館機能を有する建築物については、別紙9「諸室諸元表」に記載のとおり、ロビー及び事務室に「非常用電源用コンセントを配置すること」としているため、要求水準を満たすことを前提に、提案によるものとします。 なお、産業文化センター機能を有する建築物については、災害時の活用可能性も踏まえ、非常時の機能維持に配慮した非常用電源の供給範囲は提案によるものとします。
31	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	31	第 5	3	(2)	ク				31	構内情報通信網設備	庁内システムのについては本事業外とするとありますが、配管・配線含めて事業外ということでしょうか。また、具体的に庁内システムとはどのようなシステムを指すのかご教示いただけますでしょうか。 (窓口案内システム、会議予約システムなど)	前段の庁内システムについては、「別紙16－⑤情報システム運用に係る要求水準」に示すサーバ室、EPS、配線経路、光ケーブル、LANケーブル並びにこれらを収容・接続するために必要となる通信基盤について、本事業において整備するものとします。 なお、要求水準書における「庁内システムについては本事業外とする」とは、キャリア回線に関するネットワーク機器、「別紙16－④中央区役所NW構成図」に示す庁内システムを構成するネットワーク機器(L3SW、フロアSW、課HUB)、サーバ等を対象外とする趣旨であり、配管、配線の整備を対象外とするものではありません。 後段については、現況の庁内システムは「別紙16－③情報システム関係」のとおりです。
32	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	32	第 5	3	(2)	ク				12	構内情報通信網設備	Wi-Fi接続による無線LANとありますが、プロバイダーは全館統一なのか、区役所と公民館部分は分ける必要があるのかなど、方針がございましたらご教示いただけますでしょうか。 分ける場合、区役所と公民館部分は市負担、それ以外は事業者負担という考えでよろしいでしょうか。	前段については、利用者サービス向上の観点から、全館統一として差し支えありませんが、提案によるものとします。 後段については、任意事業及び利便施設運営業務を除く電気代については市負担、プロバイダー費用については全施設事業者負担となります。
33	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	33	第 5	3	(2)	タ				24	防犯管理設備	『監視カメラの設置位置は設計時に本市と協議すること』と記載がありますが、事業者の提案による設置を基本とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、各機能への設置にあたっては、次の事項に配慮してください。 図書館機能では、できる限り死角が生じないよう、配慮してください。 児童センター機能では、乳幼児専用室の授乳やおむつ替えを行うスペースなどについて、利用者のプライバシー及び個人の尊厳に十分配慮してください。 プール機能では、更衣室以降の水着となるエリアは設置不可とします。
34	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	39	第 5	4	(2)	カ				37	その他	分別ごみ置き場の設置には、ごみ箱等分別に必要な備品の設置は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	39	第 5	4	(2)	カ				37	その他	各課単位の分別ごみ置き場と各階単位のごみ置き場の違いをご教示ください。	各課単位:紙、段ボール等(業務で生じる紙) 各階単位:缶、瓶、ペットボトル等
36	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	40	第 5	4	(3)	ア				9	コンセプト	質問の回答及び官民対話の結果(令和8年5月)No. 95において、「市が全市的に提供する電子図書館サービスとは別に、与野図書館単独で稼働する電子図書館サービスの導入提案を期待します」との回答がございます。貴市が全市的に提供する電子図書館サービスとは、「さいたま市電子書籍サービス」を指しているとの理解でしょうか。また、貴市にて別途整備される認識でよろしいでしょうか。	「さいたま市電子書籍サービス」は本市の図書館システムの一部として整備します。
37	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	42	第 5	4	(5)	イ	a			30	ホール	「平土間形式」とありますが、舞台部分まで含めた平土間を想定しているかどうか、ご教示ください	あくまで「多様な形式に対応」の事例であり、形式を指定するものではありません。
38	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	43	第 5	4	(5)	イ	d			12	その他 団体事務所	「商工会」や「さいたま市産業創造財団」の入居関係団体に対し、直接ヒアリングや意見交換を行う機会を設けていただけないでしょうか。	入居関係団体である商工会及びさいたま市産業創造財団に対する直接のヒアリングや意見交換の場の設定は公平性確保の観点から不可とします。官民対話後に所管課に確認することは可能です。
39	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	43	第 5	4	(5)	イ	d			14	その他 団体事務所	その他の団体事務所について、「執務室はオープンスペースとし、オープン型カウンターを設けること。」との記載があり、官民対話の結果(番号251)で「その他団体の執務室はオープンスペースとし、オープンカウンターを設ける計画が、要求水準です。」との回答でしたが、備品リスト等にカウンターの記載はないため、オープンカウンターの長さや座位・立位の指定等は特にないと考えるよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	44	第 5	4	(6)	ウ				31	その他	『入退館を管理するための独立した出入口を設けること』と記載がありますが、外部へ直接出入可能な出入口である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	資料1－2 __要求水準書(設計・建設)	45	第 5	4	(7)	イ	d			24	軽運動室	「他の空間と移動間仕切り等で区切ること」との記載がありますが、他の空間の想定があればご教示いただけますでしょうか。	軽運動室を2分割した場合、使用しない一方の空間を想定しています。

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[か]	[英]	[数] 条	項	行数			
42	資料1－2 ―要求水準書(設計・建設)	46	第 5	4	(7)	ウ				7	その他	『入退館を管理するための独立した出入口を設けること』と記載がありますが、外部へ直接出入可能な出入口である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	資料1－2 ―要求水準書(設計・建設)	47	第 5	4	(8)	ウ				2	その他	『入退館を管理するための独立した出入口を設けること』と記載がありますが、外部へ直接出入可能な出入口である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	資料1－2 ―要求水準書(設計・建設)	47	第 5	4	(9)	ウ				26	(仮称)中央区民広場	中央区民広場4000㎡について、屋根付き部分(及びピロティ部分)についても広場の面積として参入可能という理解でよろしいでしょうか。	ピロティ部分は参入できません。なお、建築物であっても、建設省告示第千四百二十七号に規定する高い開放性を有すると認められる構造であれば、広場面積に参入可能です。
45	資料1－2 ―要求水準書(設計・建設)	47	第 5	4	(9)	ウ				31	(仮称)中央区民広場	令和7年11月13日付けの質疑回答No.160について確認です。 広場の利用方法について、利用方法は事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。	(仮称)中央区民広場は、地方自治法第244条に基づく公の施設と位置付ける予定のため、同条の主旨を遵守する限りにおいて、ご理解のとおりです。
46	資料1－2 ―要求水準書(設計・建設)	48	第 5	4	(9)	エ				10	エントランスホール	エントランスホールの仕様として「中央区民広場と連携した位置に配置し、一体となってイベントが開催できる空間」とありますが、どのようなイベントを想定していますでしょうか。	事業者の提案に期待します。
47	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	6	第 1	4						9	施設の開庁・開館時間等	令和7年11月13日付けの質疑回答No.170について確認です。 利便施設の利用を制限する(定休日を設ける場合等)場合には事前に貴市の上承を得る必要がございますでしょうか。	原則として要求水準を下回る提案については認められませんが、やむを得ない事情等により利用制限が必要となる場合、個別に協議します。
48	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	7	第1	5	(2)					14	光熱水費の負担	任意事業の場合、水光熱費は事業者負担とのことでしたが、コモンスペース及び広場を利用する場合の費用算出方法をご教示ください。	任意事業の実施場所として、コモンスペース及び広場を利用する場合でも、光熱水費使用量等がわかる機器等の設置により算出をお願いします。設置が困難な場合については、運営時間や使用面積等で算出し、按分する考えです。
49	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	7	第 1	5	(2)					14	光熱水費の負担	「任意事業及び利便施設運営業務に関する光熱水費は、事業者の負担とする」との記載がございます。 当該任意事業・利便施設エリアにおいて、光熱水費を個別検針するための「子メーター」の設置工事は、本事業の建設費に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	独立採算事業の光熱水費を把握するための設備のため、事業者負担とします。
50	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	9	第 1	7	(1)					36	災害事前対応	『防災中核拠点となるため、本市の災害対策のための利用に協力すること』と記載がありますが、具体的にどのような協力が求められるのかご教示ください。また、それに伴って発生する費用については貴市にてご負担いただける認識でよろしいでしょうか。	災害対策本部等が立ち上がった時に、職員の執務室への入退室に伴う対応、空調設備等の運転停止の協力程度を想定していますので、費用負担はないものと考えます。
51	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	10	第 1	7	(1)					2	災害事前対応	『施設復旧部となるため、本市の災害対策のための利用に協力すること』と記載がありますが、具体的にどのような協力が求められるのかご教示ください。また、それに伴って発生する費用については貴市にてご負担いただける認識でよろしいでしょうか。	災害対策本部等が立ち上がった時に、職員の執務室への入退室に伴う対応、空調設備等の運転停止の協力程度を想定していますので、費用負担はないものと考えます。
52	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	10	第 1	7	(1)					4	災害事前対応	『地域防災拠点(要配慮者優先避難所)となるため、本市の災害対策のための利用に協力すること』と記載がありますが、具体的にどのような協力が求められるのかご教示ください。また、それに伴って発生する費用については貴市にてご負担いただける認識でよろしいでしょうか。	下落合公民館は、指定避難所(要配慮者優先避難所)であり、災害時に要配慮者(障害者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方)を優先して受け入れる施設で、一次避難所扱いです。本市が避難所を開設し、運営します。それに伴って発生する費用については市にて負担しますが、施設管理者等に運用上協力をお願いする可能性について言及しています。現時点で具体的に例示することは難しいですが、搬入路の開放等をお願いすることがあると想定されます。
53	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	10	第 1	7	(1)					4	災害事前対応	公民館及び老人福祉センターが要配慮者優先避難所及び福祉避難所となることが記載されておりますが、備蓄品は災害が発生した際に貴市が持ち込みにてご用意されるという理解でよろしいでしょうか。	【公民館機能】 市の用意する備品及び持ち込み物資により対応します。 【老人福祉センター機能】 ご理解のとおりです。
54	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	10	第 1	7	(1)					8	災害事前対応	令和8年5月15日付けの質疑回答No. 25について確認です。今回の事業において、産業文化センター及び老人福祉センターいこい荘以外の運営事業者も別紙18に基づく対応を求められているという認識でよろしいでしょうか。	「別紙18－①指定管理者が管理する公共施設の避難施設としての利用に関する特記事項」のとおり、指定管理者が管理する公共施設の避難施設としての利用に関する特記事項以外の規定はありません。
55	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	19	第 2	2	(7)	イ	c			17	定位置業務	「文書・郵便物・物品等の受領」とありますが、金銭の取り扱いはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	19	第 2	2	(7)	イ	c			5	定位置業務	官民対話の結果(令和7年11月)のNo. 189では「緊急時の対応や夜間来庁者への対応の体制が整っている場合、窓口が不在でも問題ありません。」との回答がありましたが、定位置業務で1名以上の警備員を配置する要求水準において、夜間に1名配置し、その1名が仮眠した際も1名配置しているとみなされますでしょうか。 また参考として現中央区役所の宿日直業務の配置人数及び仮眠等で窓口不在時に来庁者が発生した際の対処方法などを可能な範囲でご教示頂けますでしょうか。	仮眠している人は定位置業務で1名とみなされません。 現庁舎の体制においては窓口を不在しないようにシフトを組んでいるため後段記載の対処方法について回答はできません。(必ず2名体制になっており、巡視・緊急対応する警備員が仮眠をとるようにしている) 現庁舎の体制については、次のとおりです。 ・開庁日:本館17:15～翌8:30まで2名体制、別館17:15～22:00まで1名体制(その後機械警備対応) ・閉庁日:本館17:15～翌8:30まで2名体制、別館17:15～無し(機械警備対応)

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[か]	[英]	[数] 条	項	行数			
57	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	20	第 2	2	(8)					4	駐車場・駐輪場管理業務	駐車場・駐輪場はローリング期間中、段階的な整備を想定しています。 駐車場・駐輪場管理業務は、整備が完了したのから開始すると考えてよろしいでしょうか。また、ローリング期間中の既存の駐車場・駐輪場は貴市の管理が前提と考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。駐車場等の利用可否の状況について、現施設管理者と綿密に連携をとるようにしてください。 後段について、駐車場・駐輪場の管理は、引渡しを受け供用を開始したものは事業者、既存の施設は現施設管理者を想定していますが、工事により既存駐車場の形態が変わる場合は協議とします。
58	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	22	第 2	2	(9)	イ				7	施設の引渡しから事業期間終了までの長期修繕計画	引渡し時の長期修繕計画は竣工図書及び引渡しされた建物の現地確認結果も踏まえて作成します。業務開始前3か月前の提出では、図面及び現地確認が不足することが想定されるため、業務開始後の提出・再提出についても協議いただきたい。	原文のとおりとします。なお、提出後の修正等については、契約締結後の協議とします。
59	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	22	第 2	2	(9)	ウ	b			14	修繕の実施	当該年度に修繕を予定していたものの、想定よりも劣化が進んでいない等の現況を優先し、修繕を翌年度以降に計画し直す等、柔軟な対応は可能と考えて良いでしょうか。	契約締結後の協議とします。
60	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	25	第 4	1	(2)					11	業務の区分	運営業務の対象として、コモンスペース((仮称)中央区民広場及びエントランスホール)とありますが、要求水準書(設計・建設)の方では、コモンスペースは(仮称)中央区民広場及びエントランスホール「等」と記載されており、休憩・交流スペースという項目もあります。コモンスペースという言葉が指すのは、(仮称)中央区民広場、エントランスホール、休憩・交流スペース、の3種だという理解でよろしいですか。「等」として、他に含まれるものがあれば教えてください。	コモンスペースについては、(仮称)中央区民広場、エントランスホール、休憩・交流スペース、の3種となります。広場、エントランスホールは、条例上、貸館的な占有可能スペースとして位置づけ、使用料を設定する想定です。休憩・交流スペースは、常時市民に開放されたスペースとしてある想定であり、貸出について、条例に設定する考えはありません。各機能のロビー、ラウンジ等の占有については、使用許可が必要となる場合があります。
61	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	28	第4	2	(1)	ア				9	総則	規律と節度をもった管理業務とは具体的にどのようなイメージを持たれていますでしょうか。サービス精神として重視する具体的な行動規範や、過去に問題になった事例等あればご教示ください。	情報管理やセキュリティなどのコンプライアンス遵守、来訪者に信頼感を与える接客といったイメージを持っています。具体的な行動規範や過去に問題のあった事例等はございません。
62	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	28	第4	2	(1)	イ	a			27	受付・案内業務	「本市が指定するフォーマットに従い、受付案内者数の統計調査を行うこと」とありますが、この「指定するフォーマット」とは具体的にどのような形式を想定されていますでしょうか。また、どこまで正確な数値を求めていますでしょうか。利用者属性等の細目も指定がありましたらご教示願います。	現時点でのフォーマットはありませんが、事業開始後に市と事業者で協議の上定める想定です。なお、統計の目的はデータ分析に基づく運営のため、利用者ニーズ、施設の運営状況等を把握することです。
63	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	30	第 4	2	(2)	イ	c			1	運営期間中の図書資料等の購入支援	官民対話の結果(令和7年11月)No. 204にて、「資料費と別にかかるものとしては館独自で導入するオンラインデータベースに係る費用があります。」とございますが、今後は事業者の費用負担になるものとの理解でよろしいでしょうか。もしくはその採否は事業者提案としてよろしいでしょうか。	与野図書館で現在稼働しているオンラインデータベースは市が費用負担しているものですが、受託後、与野図書館が独自にオンラインデータベースと契約する場合は、事業者の負担となります。なお、その採否は事業者の提案によります。
64	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	32	第 4	2	(3)	イ	a			3	施設の貸出業務	現産業文化センターのホールについては、現状12か月前の抽選となっています。同様に、新産業文化センター開業前も供用開始の12か月前から予約を受け付けるという想定でよろしいでしょうか。	現施設と同様に、供用開始の12か月前から予約受付を実施することを想定しています。
65	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	32	第 4	2	(3)	イ	a			3	施設の貸出業務	新産業文化センターのホールを、12か月前の抽選・予約受付開始とする場合、施設引き渡し期間3か月間以前の予約対応については市側にて実施する想定でしょうか。またはその予約対応も事業者の業務範囲内でしょうか。	供用開始前の予約受付についても、新施設の指定管理業務の一部として、新たな指定管理者が実施することを想定しています。
66	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	33	第 4	2	(4)	イ	c			33	児童の遊び等に関するイベントや講座等の開催業務	令和7年11月13日付けの質疑回答No.217について確認です。 「子どもが中心となるお祭りのようなもの」について、エリアマネジメント業務で実施する「広場を利用したイベント」と兼ねてよろしいでしょうか。	利用者にとっては兼ねているような空間とすることは可能ですが、エリアマネジメント業務で実施するイベントと児童センター本来業務の「子どもが中心となるお祭りのようなもの」については、形式上、実施主体や実施目的、収支計画を区分する必要があるため、兼ねることは不可とします。
67	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	34	第 4	2	(4)	イ	d			6	児童の遊び等に関するイベントや講座等の開催業務	令和7年11月13日付けの質疑回答No.218について確認です。 「地元の小・中学校～関係機関」について、最初のご紹介については貴市が窓口になって頂くことは可能でしょうか。	本市にて、事業者と既存施設の指定管理者との打ち合わせを設け、地域関係機関との連携等について引継ぎを行う予定です。
68	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	35	第4	2	(5)	イ	c			18	高齢者の生活相談、健康相談その他各種の相談対応業務	各種相談の実施に際してはデジタルツールを活用し、参加者の要望に応じてオンラインでの相談等も可能とすること。とありますが、どのような状況を想定しているのでしょうか。	自宅等にいる利用者が、いこい荘とオンラインによる相談を行う状況を想定しています。
69	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	35	第 4	2	(5)	イ	d			29	高齢者の教養の向上及び健康の保持増進についての指導、講演会、講習会その他教養講座の開催業務	「当該業務で開催する講座等については、施設の利用料金以外の参加費等を徴収しないこと。ただし、イベントや講座で使う道具の類に係る費用は、実費として徴収することは可とする。」とありますが、上記条件を満たす実費徴収の場合、本来事業とみなされるという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	資料1－3 ―要求水準書(維持管理・運営)	35	第 4	2	(5)	イ	d			29	老人福祉センター機能運営業務	「当該業務で開催する講座等については、施設の利用料金以外の参加費等を徴収しないこと。ただし、イベントや講座で使う道具の類に係る費用は、実費として徴収することは可とする。」の範囲に講座などの開催のために招いた講師の謝礼金は含まれますか。また、含まれない場合、講師謝礼金を参加者人数割して負担いただく講座は、任意事業という理解でよろしいでしょうか。	本来事業として実施する講座等において、「講師への謝礼金」は実費として徴収不可です。なお、任意事業として開催する講座等においては、人数割等において負担を求めることは可能です。

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	[〔数〕]	[〔か〕]	[〔英〕]	[〔数〕 条]	項	行数			
71	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	36	第 4	2	(5)	エ	a			15	地区老人 クラブとの 連携	令和7年11月13日付けの質疑回答No.220について確認です。 「地区老人クラブ」について、最初のご紹介については貴市に窓口になって頂くことは可能でしょうか。	本市にて、事業者と既存施設の指定管理者との打ち合わせを設け、地域関係機関との連携等について引継ぎを行う予定です。
72	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	37	第 4	2	(6)	イ	a			27	利用の受付・ 許可業務	プール機能運営業務において、「備品の貸出等を行うこと」とありますが、貸出備品には何が該当するのかご教示下さい。 「別紙11什器備品リスト」の中から具体的にご提示いただけますでしょうか。 また、その他想定している貸出備品等があればご教示ください。	事業者の提案によります。ただし、現状と同等以上の備品貸し出しをしてください。
73	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	38	第 4	2	(6)	イ	c			10	プールの 水質等衛生 管理業務	プール機能運営業務において、オムツの外れていないお子様が水遊び用オムツを着用の上の利用は可能と考えて宜しいでしょうか。	不可とします。現状と同じ運用を想定しています。
74	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	40	第 4	2	(8)	イ	c			22	カフェ及び 自動販売機 運営業務の 変更	令和7年11月13日付けの質疑回答No.228について確認です。 本施設の整備後、本施設を訪れる人のニーズも移り変わっていくことが想定されます。当該事業を継続することにより、本事業全体の履行に重大な影響を与えることを事業者が立証し、この理由を貴市が合理的と認める場合、カフェの営業形態(出店事業者)を変更することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
75	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	41	第 4	2	(8)	ウ	b			4	行政財産の 貸付	利便施設運営業務の行政財産の貸付に関する契約について、貴市との契約は利便施設運営業務の実施者もしくはSPC、どちらとの契約になりますでしょうか。	SPCになります。
76	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	41	第 4	2	(8)	ウ				15	行政財産の 貸付	自動販売機について「貸付料は売上の100分の10」とございますが、提案時の売上想定に満たない場合、事業期間終了を待たず、市と協議の上撤去することは可能でしょうか。	利便施設運営業務は、「資料5__事業契約書（案）」第77条第2項のとおり、運営を終了する原因が事業者の責めに帰すべき事由によるものではなく、事業者が運営継続に向けて最大限努力したにもかかわらず、運営の終了がやむを得ないものと発注者が認めたときに限り、事業者の費用負担において、運営を終了することができます。 そのため、運営継続に向けた最大限の努力をお願いします。 なお、同条第1項において定めるとおり、要求水準書に規定する範囲内での業務内容の変更は可能です。
77	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	42	第 4	2	(9)					1	本施設全体の 運営に係る 業務	令和8令和8年5月15日付けの質疑回答No. 156についての確認です。 「本施設全体の運営に係る各業務は「資料1－3__要求水準書（維持管理・運営）」第4__1__（2）__ア__必須事業のうち一つでも運営開始となった場合は、運営開始としてください。」とありますが、エリアマネジメント業務「年1回以上のイベント実施」が必須となる期間(実施しないと要求水準未達となる期間)をご教示ください。	エリアマネジメント業務「年1回以上のイベント実施」については、全ての施設機能が供用開始された後は、必須とします。
78	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	42	第 4	2	(9)	ア	d			22	エリアマネジ メント業務	令和7年11月13日付けの質疑回答No.238について確認です。 エリアマネジメント活動内容の充実を目的に、事業者側の工夫でエリアマネジメント活動資金を調達・確保する収支スキームを提案し、認めて頂くことは可能でしょうか。	可とします。
79	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	43	第 4	2	(10)					22	任意事業の 収支の取扱 い	任意事業を実施する場合、その収支の取扱いについてご教示ください。 特に、任意事業はSPCが実施主体となることを想定されているのか 構成企業が独立した事業として実施することも可能との認識ですが、収支計画及び提案書において、任意事業収支をどのように整理・計上すべきか について、現時点での考え方をご教示ください。	任意事業の実施主体になり得るのは、SPC及びその構成企業、協力企業ですが、SPCが実施主体となることは想定していません。 また、任意事業は独立採算のため、どのように収支を整理するのかは事業者の提案によります。
80	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	43	第4	2	(9)	ア	d			4	エリアマネジ メント業務	エリアマネジメント業務の実施に係る(仮称)中央区民広場(エントランスホールを同時に使用する場合はこれを含む)の使用料は免除することを想定している。とありますが、エントランスホールのみを使用する場合も使用料の免除にあたるかと考えてよいでしょうか。	エントランス又は広場の使用許可について、継続して占有できる期間を設定する想定です。定常的使用は想定していません。
81	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	43	第4	2	(9)	ア	d			4	エリアマネジ メント業務	エリアマネジメント業務の実施に係る(仮称)中央区民広場(エントランスホールを同時に使用する場合はこれを含む)の使用料は免除することを想定している。とありますが、休憩・交流スペースに関しても免除想定でしょうか。	休憩・交流スペースは、常時市民に開放されたスペースとしてある想定であり、貸出について、条例に設定する考えはありません。したがって、使用料の設定はしない考えです。
82	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	43	第4	2	(9)	ア	d			4	エリアマネジ メント業務	エリアマネジメント業務の一環として、情報発信を、エントランスホールまたは総合案内で、定常的に使用料免除で行うことは可能でしょうか。	エントランス又は広場の使用許可について、継続して占有できる期間を設定する想定です。定常的使用は想定していません。
83	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	43	第 4	2	(9)	ア	d			4	エリアマネジ メント業務	令和7年11月13日付けの質疑回答No.240について確認です。 エリアマネジメント業務のなかで、本施設周辺エリアの賑わい創出のため、エントランスホールのみを使用することも考えられますが、エントランスホールの使用料が免除となるのは中央区民広場と同時に使用する場合のみでしょうか。	エントランスホールのみを使用する場合も使用料は免除を想定しています。
84	資料1－3 __要求水準書（維持管理・運営）	43	第 4	2	(9)	ア	d			4	エリアマネジ メント業務	令和7年11月13日付けの質疑回答No.241について確認です。 エリアマネジメント業務で利用できるのは中央区民広場とエントランスホール(一体的に使用する場合)のみの使用を想定されておりますが、それ以外の施設を利用する場合に施設の使用料の負担を求められますでしょうか。	各施設条例の規定により、事例に応じ判断します。

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[か]	[英]	[数] 条	項	行数			
85	資料1－3 __要求水準書(維持管理・運営)	43	第 4	2	(9)	ア	d			4	エリアマネジメント業務	中央広場や中央広場とホールを一体的に使う場合のイベントで、周辺住民への音の配慮について、考え方をお聞かせください。(区民祭りと同等程度のイベントを開く場合の開催頻度目安など)	【区役所機能】 区民まつり時の配慮として、交通規制対象地域の住民に対して訪問説明等を実施しています。中央区各自治会に交通規制に関する回覧チラシ配布、掲示依頼等を実施しています。 音については、体育館北側に隣接する住宅に配慮しています。例えば、窓を閉める、音響設備をなるべく対象の住宅から離すことを行っています。また、個別訪問も必要に応じて行っています。 【与野体育館】 競技場の北側のドア・窓を熱中症対策として開ける夏場の期間は、与野体育館に面している住宅に御挨拶と手紙の配布をしています。また、大会や催しでマイクや音楽を使用する際には、利用団体に近隣住民へ音の配慮をしてもらうよう依頼しております。
86	資料1－3 __要求水準書(維持管理・運営)	43	第4	2	(9)	ア	d			9	エリアマネジメント業務	エリアマネジメント業務の実施においては、原則水光熱費は発注者側で負担するという認識ですが、「本市の水光熱費の過度な負担が生じる場合事業者と協議の上、一部負担を求めることがある。」との記載について、ワークショップやイベント程度であれば対象外となる想定でよろしいでしょうか。	「資料1－3 __要求水準書(維持管理・運営)」P43のとおりです。
87	資料1－3 __要求水準書(維持管理・運営)	43	第4	2	(9)	ア	d			9	エリアマネジメント業務	エリアマネジメント業務の実施においては、原則水光熱費は発注者側で負担するという認識ですが、「本市の水光熱費の過度な負担が生じる場合事業者と協議の上、一部負担を求めることがある。」との記載について、具体的に懸念されている施策等がありましたらご教示ください。	一般的な範囲でのエリアマネジメント事業に伴う水光熱費は市負担を想定していますが、大量の電力や水の使用など、本市に過度な負担が生じる場合は事業者負担について協議することがあります。 なお、例えばプール機能において、プールの水の入替が必要等、即時の原状回復が不可能な提案の場合、許可をしないことがあります。
88	資料1－3 __要求水準書(維持管理・運営)	44	第 4	2	(10)	ア	b			3	任意事業の諸室使用	プール機能運営業務における任意事業のうち、別紙28に記載の「会議室1」の使用についてのみ任意事業の実施による稼働率制限があるという理解で宜しいでしょうか。	会議室1を含め、プールの施設については、原則稼働率10%を上限とします。ただし、貸出状況等から、市民の利用に支障がない範囲においては、本市と協議の上、10%を上回る諸室の使用を可とします。
89	資料1－3 __要求水準書(維持管理・運営)	44	第4	2	(10)	ア	b			13	任意事業実施に際する施設の使用及び利用料金又は使用料	令和8年5月15日付けの質疑回答No. 117についての確認です。「諸室を活用した任意事業では、事業者が貸室利用料と水光熱費を負担する」とありますが、諸室利用において、外部興行主が一般利用者としてホールを借りる場合は貸室利用料と付属設備利用料金の負担だけで、別途水光熱費負担は求めないが、施設側が主催または共催で興行を呼ぶ場合は、任意事業となり、別途水光熱費負担が必要になりますでしょうか。	【産業文化センター機能】 お見込みのとおりです。なお、今後の本市における利用料金等の見直しにおいては、受益者負担の考え方を踏まえ、一般利用者にも施設運営に要するコスト(水光熱費を含む)の一部を負担していただく観点から、持込み器具への単価設定など、利用者負担のあり方について見直しを行う可能性があります。
90	資料1－3 __要求水準書(維持管理・運営)	44	第4	2	(10)	ア	b			17	任意事業実施に際する施設の使用及び利用料金又は使用料	任意事業の実施による稼働率が、各室において10%を上回ってはならない。とありますが、これはコモンスペースについても同様でしょうか。	該当箇所のただし以下の記載を含め、同様を想定しています。
91	資料1－3 __要求水準書(維持管理・運営)	44	第4	2	(10)	ア	b			17	任意事業実施に際する施設の使用及び利用料金又は使用料	任意事業の実施による稼働率が、各室において10%を上回ってはならない。とありますが、任意事業ではなくて、エリアマネジメント事業の実施であれば、稼働%の制限は特にないという理解でよろしいでしょうか。	各室の本来の目的を阻害するような頻度での利用は不可とする想定です。詳細は事業実施段階での協議によります。
92	資料1－3 __要求水準書(維持管理・運営)	45	第 4	2	(10)	イ	d			5	老人福祉センター機能	「複合化により高齢者が多世代と交流できるイベント開催を期待する。(eスポーツの取り組み等。)」とありますが、本来事業でなく、利用者に費用負担をいただく任意事業での実施を求める理由をご教授ください。	任意事業の一例として「eスポーツ」を挙げておりますが、多世代交流事業全般を任意事業とする趣旨ではありません。また、「eスポーツ」による多世代交流事業についても、本来事業の枠組みの中で実施可能であれば、本来事業として実施いただくことは可能です。
93	資料1－3 __要求水準書(維持管理・運営)	45	第 4	2	(10)	イ	e			7	プール機能	プール機能における市民協働について具体的な想定はございますでしょうか。	事業者の提案によります。体操場だけでなくプールも含めてください。
94	別紙9__ 諸室諸元表										諸室諸元表	区役所内各課において、区民のプライバシー保護等の観点から、維持管理に求める配慮事項があればご教示ください。維持管理計画の立案(業務実施時間等)にあたり参考にしたく考えております。	戸締りの徹底、業務時間中の執務室に許可なく立ち入ることの禁止等です。なお、オープンスペースでの相談については、現施設の運用と同様の配慮をお願いします。
95	別紙9__ 諸室諸元表	6									共用諸室	庁舎機能都市局・建設局の共用諸室である打合せスペース(来客用)及び(職員用)については、それぞれ合計50㎡以上という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	別紙9__ 諸室諸元表	7									関係団体	庁舎機能の関係団体の各諸室の特記事項において什器・備品の記載がありますが、別紙11「什器備品リスト」には記載されておりません。当該什器・備品の調達・設置は、関係団体の負担となるのか、また、特記事項にある各カウンターの寸法等は、他の標準的な執務室と同等と考えてよいか、それぞれのご教示ください。	ご理解のとおりです。
97	別紙9__ 諸室諸元表	8									休憩室	庁舎機能休憩室140㎡とは各フロアに分散配置することだけでなく、1つの部屋として140㎡を確保するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	別紙9__ 諸室諸元表	8									共用諸室	共用諸室、更衣室の特記事項に「【配置】・フロアごとの人員に応じて、男女別に適宜配置すること。【スペース】・更衣スペースとして0. 5㎡／人以上確保すること。」とありますが、「フロアごと」とは、各階ではなく適宜適切なフロアに配置と考えてよいでしょうか。また、「更衣スペースとして0. 5㎡／以上」とは、ロッカーを含めた一人当たりの必要広さが0. 5㎡以上と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[か]	[英]	[数] 条	項	行数			
99	別紙9__ 諸室諸元表	10									コミュニティ ルーム	各基本機能の諸室の一部分について、次期に整備する建屋(エリア)に配置し、供用開始・引渡し時期が後ろにずれる計画になっても問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、コミュニティルーム(公民館機能)及びイベントルーム(図書館機能)以外の部分供用開始については、想定していません。
100	別紙9__ 諸室諸元表	11									会議室	産業文化センター機能の会議室(1)52㎡、会議室(2)91㎡について、「移動間仕切り(高遮音)により2室を一体的に利用できるようにすること」との記載がありますが、移動間仕切りの遮音性能の指定をご教示いただけないでしょうか。	諸室諸元表記載のとおり、D値40です。
101	別紙9__ 諸室諸元表	11									児童 センター機能	遊戯室の室性能に「・幼児が興味を持って触れたりするような壁付け遊具等の設置すること。」とございますが、遊戯に対する具体の認識をご教示いただけますでしょうか。	幼児が興味を持って触れたりするような壁付け遊具等については、壁付けのものを基本としますが、安全性、遊戯室の用途等を勘案し、移動可能な遊具とする提案も可とします。
102	別紙9__ 諸室諸元表	12									老人福祉 センター機能	軽運動室の用途として団体利用の卓球・ダンス等とありますが、別紙11什器備品リストには卓球台の記載がありません。卓球ができる備品を用意する必要がありますか。	別紙11__ 什器備品リストのとおりとします。
103	別紙9__ 諸室諸元表	12									老人福祉 センター機能	事務室について、特記事項に「職員の休憩・更衣スペースを設置」および「防災備品・備蓄品を保管するスペースを10㎡程度」とありますが、これらを諸室面積50㎡に含める場合、事務室として必要な執務スペース等の確保が困難となるため、50㎡には含めない提案としてもよろしいでしょうか。	提案時においては、原文のとおりとします。
104	別紙9__ 諸室諸元表	13									体操場	プール機能の体操場(50㎡程度)は、用途に「利用者待機スペース」と記載されていますが具体的にどのようなケースでの利用を想定していますでしょうか。 また常時プール利用者へ開放しなければならないなど利用制限等あればご教示下さい。	遊泳前の準備体操や遊泳後の休憩待ち合わせ場所としての利用を想定しています。任意事業の実施による稼働率が、原則10%を上回ることがないようにする等、利用者待機スペースとしての利用に支障とならないようにしてください。なお、市民の利用に支障がない範囲においては、本市と協議の上、10%を上回る利用も可とします。
105	別紙9__ 諸室諸元表	13									プール機能	プールの要求面積について25mプール(屋内)544㎡および屋内幼児用プール294㎡について、記載の面積は参考値と考え、両プールの合計面積が838㎡以内であれば、各プールの面積配分は提案によるものとしてよろしいでしょうか。	各プールの面積配分は不可とします。
106	別紙9__ 諸室諸元表	13									屋内幼児 プール	幼児用プールの寸法について「長さ15m以上、幅8m以上」との記載がありますが、要求面積を満足し、かつ同等以上の利用環境および安全性を確保できる場合は、形状および寸法について提案の範囲と考えてよろしいでしょうか。	形は現状の形(楕円)を想定し「長さ15m以上、幅8m以上」としましたが、現状の形から変更する場合には、同等の広さ(15m×8m＝120㎡)以上としてください。形状は利用者の利用のしやすさ、安全性に配慮してください。
107	別紙9__ 諸室諸元表	13									サウナ	諸室諸元表において諸室名が「サウナ」とされていますが、要求水準書(設計・建設)P46では、「採暖室(サウナ)等、休憩時間等に体を温めながら休憩できるスペースを設置すること」と記載されています。当該諸室については、必ずしもサウナを設ける必要はなく、「採暖室」として計画することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	別紙9__ 諸室諸元表	14									シャワー室	プール機能及び老人福祉センター機能の浴室やシャワールームに設置するシャワーや洗面の器具数は事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	別紙9__ 諸室諸元表	14									シャワー室	プール機能及び老人福祉センター機能の浴室やシャワールームに設置するシャワーや洗面の器具数は既存施設同等の器具数を要求水準同等として理解してよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
110	別紙9__ 諸室諸元表	14									休憩室	プール関連諸室の休憩室について備品としてベンチおよびベビーベッドが示されていますが、想定されている用途および設置エリア(ウェットエリア・ドライエリア)をご教示ください。	ベンチは休憩及び談話等としての用途、ベビーベッドは見学者等のオムツ替え、着替え等の用途を想定しています。休憩室の設置エリアはウェットエリアとしてください。
111	別紙9__ 諸室諸元表	14									オイル タンク室	下落合プールの諸室にてオイルタンク室(ボイラー用)の記載がありますが、要綱にボイラー燃料を指定する記述がないため、燃料を都市ガスとして計画を行ってよいでしょうか。また、都市ガスを使用する場合、「オイルタンク室」は計画しないものと考えてよいでしょうか。	提案時においては、オイルタンク室9㎡が要求水準です。
112	別紙9__ 諸室諸元表	15									コモン スペース	外部トイレ(男性用、女性用、多機能)について、各特記事項に「施設内のトイレと共用する場合は、施設管理に支障がないこと」との記載がございますが、施設管理に支障がないと具体的にどのような内容を指しますでしょうか。	一方の施設が閉館している場合におけるセキュリティ問題等を想定しています。
113	別紙9__ 諸室諸元表										諸室諸元表	「流し台」、「手洗い」、「洗面化粧台」のすべてに○がある場合、手洗いと洗面化粧台は兼用可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[か]	[英]	[数] 条	項	行数			
114	別紙11 ― 什器備品リスト	1									什器備品リスト	「什器・備品数量の確保」と「レイアウトの確保」のどちらが優先されるかご教示ください。	提案時においては、「付属資料11 ― 什器備品リスト」のとおり、仕様、品名、品番記載のものと同等品以上としており、記載数量を調達することを前提していることから、原則として要求水準以下の仕様・数量への変更は不可とあります。ただし、実際の調達物に関しては、要求水準書のとおり、設計時において、「別紙10 ― 設備備品リスト」、「別紙11 ― 什器備品リスト」、「付属資料1 ― 移設備品リスト」、「別紙9 ― 諸室諸元表」等を基に、市との協議等を実施した上で、備品の配置に係るレイアウトを作成すること。作成したレイアウトを基に「備品リスト」を本市と協議し作成することとしているため、設計時の協議となります。 なお、図面－5 ― 各階平面図に、主要な備品をレイアウトし、各室のイメージがつかめるようにすることとしておりますので、別紙9諸室諸元表の特記事項に記載している備品のレイアウトが分かるよう作成してください。
115	別紙11 ― 什器備品リスト	9									遊戯室	遊戯室の卓球関連備品について、卓球室とは別に遊戯室にも備えるという理解でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	別紙12 ― 舞台設備リスト	3									産業文化センター：吊物仕様書	吊物仕様書に「7 ― 一文字幕 3台」とありますが、幕地仕様書には「3 ― 一文字幕 4枚」とあります。ボーダーライトとアッパーホリゾンライトを合わせると、一文字幕は4枚ではなく、5枚必要になると考えてよろしいでしょうか。	「一文字幕共吊」は、ボーダーライト及びアッパ―ホリゾンライトとの取付・構成上の考え方を示すものであり、幕地仕様書に記載する一文字幕の枚数に加えて、別途一文字幕を単純加算する趣旨ではありません。幕地仕様書に記載の枚数を基本に、舞台運営上必要な遮蔽機能が確保されるよう計画してください。
117	別紙12 ― 舞台設備リスト	3									産業文化センター：吊物仕様書	吊物仕様書に「8 袖幕 2台」とありますが、幕地仕様書には「4 袖幕 6枚」とあります。袖幕2枚は予備と考えてよろしいでしょうか。	幕地仕様書に記載する袖幕枚数には、舞台運営上必要な枚数に加え、予備又は調整用の幕地を含むものと考えて差し支えありません。
118	別紙12 ― 舞台設備リスト	7									産業文化センター：音響映像設備リスト	「調整室プロジェクター」の記載がありますが、「舞台設備リスト」や「舞台備品リスト」にスクリーンの記載がありません。不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合、仕様の指定はありますでしょうか。	現在、舞台の壁(白壁)に映し出して使用しています。なお、舞台運営上さらに必要と考える場合は、提案による整備を妨げるものではありません。
119	別紙17 ― 維持管理・開館・運営の業務実施体制(兼務)の考え方及び要求事項	1									維持管理・開館・運営の業務実施体制(兼務)の考え方及び要求事項	別紙17による業務実施体制は全ての機能が供用開始となった際に適用されると考え、施設整備期間に先行して一部の機能の維持管理業務が発生する際の業務実施体制(兼務)の考え方は事業者による提案と捉えて宜しいでしょうか。 また、先行して行う一部機能の維持管理業務で、スタッフの常駐・非常駐につきましては要求水準に規定する業務を履行できることを前提に、事業者の提案と考えて宜しいでしょうか。	別紙17による業務実施体制は、施設の一部が供用開始になった時点で兼務の考え方も含め適用となります。 また、先行して行う一部機能の維持管理運営業務において、従事者による要求水準上の常駐等が困難な場合、対応等については事業者の提案としますが、最終的には市と協議して決定することとします。
120	別紙19 ― 移動対象図書資料等資料数・与野図書館所蔵	1									移動対象図書資料等資料数・与野図書館所蔵	開架資料の内、「一般書」および「児童書」について、それぞれNDC分類別の蔵書冊数をご教示いただけますでしょうか。 なお、児童書のうち「絵本」と「紙芝居」に関しましては、NDC分類による集計とは切り離し、それぞれ独立した項目として個別の蔵書冊数を教えてください	令和8年6月29日時点での開架資料 【一般書】 0類 2,065 1類 3,252 2類 8,798 3類 12,487 4類 6,516 5類 8,673 6類 3,206 7類 9,101 8類 1,605 9類 33,374 【児童書】 0類 493 1類 193 2類 1,166 3類 1,077 4類 3,277 5類 885 6類 663 7類 1,459 8類 315 9類 10,928 【絵本】 13,909 【紙芝居】 707
121	別紙22 ― 図書館システム設置に係る役割分担	1									図書館システム設置に係る役割分担	図書館電算システム保守ベンダーへの直接の問合せは可能でしょうか。	システムベンダーからは「可」と伺っております。
122	別紙25 ― 図書館運営業務に係る市と事業者の役割分担	1									職員配置	職員の司書資格所有率を60%以上とすることとありますが、60%を超える資格所有率を提案した場合、60%の提案と比べて評価されるなどの評価基準があればご教示ください。	60%を超える司書を配置することにより実現できることについて、評価に資するような提案を期待します。なお、公表している「資料2 ― 落札者決定基準」に基づき、提案内容を審査委員会において総合的に判断します。

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[か]	[英]	[数] 条	項	行数			
123	別紙40 ― エリアマネ ジメントの 定義につい て	1								1	対象事業	エリアマネジメント業務として実施するイベント(マルシェ等)において、持続可能な運営体制を構築するため、地元企業等から協賛金(スポンサー料)を募り、イベントのチラシや会場で協賛企業の名称掲出やPR等を行うことは可能でしょうか。「特定の企業・団体等の宣伝等を行うイベント」の禁止規定に抵触しないかご教示ください。	協賛企業の名称掲示は可としますが、特定の企業・団体等の宣伝や営業活動と受け取られないよう配慮をお願いします。
124	別紙40 ― エリアマネ ジメントの 定義につい て	2	3							24	エリアマネジ メント業務の 関係協議先	与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会にヒアリングさせて頂くことは可能でしょうか。	提案時点では不可とします。
125	付属資料3 ― 既存施設 詳細資料										既存施設詳 細資料	付属資料3「既存施設詳細資料」において、中央区役所本館及び別館を接続する連絡橋について詳細の図面をご提供いただけますでしょうか。	情報提供した資料よりも詳細な図面はありませんが、解像度の高い図面であれば提供可能です。
126	資料2 ― 落札者決定 基準	5	第 3	3	(1)			3		36	資金計画	「主な様式」欄に、「様式8－4～様式8－24」との記載があります。 一方、資料3「様式集」(PDF)5～6ページには、様式8－23(利便施設運営業務収支計画表)、8－24(任意事業収支計画表)ともに、「入札時における提出は不要とする」旨の記載があります。 念のための確認ですが、様式8－23、8－24は、入札時の提出は不要で、評価の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。 また、令和7年11月実施方針に対する官民対話No. 11の回答「…様式8－23・24を適宜複製し、SPCの収支計画(行政財産の貸付料と運営企業への賃料・手数料等)と運営企業の収支計画をそれぞれご提案ください」についても、落札後のしかるべき時期に提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	資料2 ― 落札者決定 基準	14	第 3	3	(4)			2		11	各業務連携	本様式に記載すべき「施設利用者等からのクレーム・要望・情報提供等への対応策」は、①維持管理業務に対するクレーム等なのか、②運営業務含めた全館に関するクレーム等なのかご教示ください。運営業務の様式12－2では「市や利用者の意見反映等」のみであり、クレーム・要望・情報提供等への対応については記載する様式がなかったため確認です。	様式11－3に記載するのは、維持管理業務に対するクレーム等となります。運営業務でのクレーム対応は、「本施設全体の運営業務／c. 利用者ニーズへの対応業務」に含まれます。様式12－11で評価を行う想定です。
128	資料2 ― 落札者決定 基準	22	第 3	3	(6)			2		16	地域経済 の活性化	2地域経済の活性化で市産材・県産材の活用が求められていますが、市産材・県産材の定義をご教示ください。県産材の活用における「県産材」とは、埼玉県HP(https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kensanhin-kaisyameibetu-a.html)にある県産品目がすべてになりますでしょうか。	令和7年11月13日に公表した、官民対話の結果No.342をご確認ください。なお、県産材は木材のみを想定しています。
129	資料2 ― 落札者決定 基準	22	第 3	3	(6)			2		16	地域経済 の活性化	2地域経済の活性化で市産材・県産材の活用が求められていますが、下記県のHPにある埼玉県知事が指定する「彩の国認定工場」で生産された資材等を活用することは、市産材・県産材の活用と考えてよいでしょうか。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/a14.html	No. 128の回答をご参照ください。
130	資料2 ― 落札者決定 基準	22	第 3	3	(6)			1		13	地域経済 への配慮	「その他、市内企業技術者の育成(研修、現場見学等)」について、質問の回答及び官民対話の結果(令和8年5月)No. 193では、「建設・解体に加え、設計に係る市内企業技術者の育成についても期待しています」との回答がございましたが、維持管理・運営の技術者やスタッフの育成に関する提案についても、評価対象に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	含まれません。
131	資料3 ― 様式集	1	第1	1	(1)					10	第2－6 二次審査 (事業者提 案)に関する 提出書類(1) 及び(3)から (10)に係る 留意事項	wordで配布されている様式について、様式集に記載されているタイトル等(例えば様式8－2では、右肩に「様式8－2」、ページ中央上にタイトル「事業の基本方針・コンセプト」、右下に「提案受付番号」)を記載した場合、上下左右に20mm程度の余白を設ければ、提案書のレイアウト(大外に黒枠をつける、タイトルと提案文章の間の余白サイズ等)については自由という理解でよろしいでしょうか。	様式番号、様式タイトル、提案受付番号が明記されていれば、ご理解のとおりです。
132	資料3 ― 様式集	5	第 2	6	(3)					20	事業計画に 関する 提案書類 (正本1部・ 副本15部・ 電子データ)	令和7年11月13日付けの質疑回答No.10, 375についての確認です。 「様式8－24(任意事業収支計画表)」については、入札時における提出は不要とするが、任意事業の開始2年前を目途に本市に提出すること。」との記載があります。 任意事業収支計画表提出時点において、事業者提案時の趣旨から外れない範囲で、貴市との協議のもと、任意事業の内容および実施回数の変更は可能という認識でよろしいでしょうか。開業までの期間が長いこと及び時勢を鑑みた事業実施が必要となるため、ご検討をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
133	資料3 ― 様式集	8	第 2	6	(5)					28	図面－1 外観透視図	1枚のA3紙面に対してレイアウト可能な透視図のカット数に制限はないものと理解してよろしいでしょうか。	指定はありませんが、詳細を確認できる大きさとしてください。
134	資料3 ― 様式集	8	第 2	6	(5)					29	図面－2 内観透視図	1枚のA3紙面に対してレイアウト可能な透視図のカット数に制限はないものと理解してよろしいでしょうか。	指定はありませんが、詳細を確認できる大きさとしてください。
135	資料3 ― 様式集	9	第 2	6	(5)					5	図面－8 展開図	展開図は必要ない場合、提出なしとすることは可能でしょうか。また、展開図の内容を、部分的に「図面－7断面図」に記載し、断面図と展開図を兼ねることは可能でしょうか。	提案にあたり必要と考える場合に作成してください。また、断面図と展開図を兼ねる場合は、図面名称をそれぞれ記載してください。
136	資料3 ― 様式集	9	第 2	6	(5)					8	図面－11 諸室リスト	諸室リストの内容を「図面－10仕上表」に記載し、仕上表と諸室リストを兼用することは可能でしょうか。	要求水準を満たせばご理解のとおりです。
137	資料3 ― 様式集	11	第 2	6	(10)					28	事業提案概 要書 (正本1部・ 副本15部・ 電子データ)	事業提案概要書の市側の使い方をご教示ください。(審査員や市の関係者が本提案について概要を理解するため、もしくは市民からの理解を深めるためなど)	市及び審査委員会が提案内容の概要を把握するための資料として活用する想定です。

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[か]	[英]	[数] 条	項	行数			
138	資料3— 様式集	11	第 2	6	(10)					28	事業提案概要書 (正本1部・副本15部・電子データ)	綴じ方については、事業計画、その他に関する提案書の後ろにつける形でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	資料3— 様式集	11	第 2	6	(10)					28	事業提案概要書 (正本1部・副本15部・電子データ)	優先交渉権者の決定等で市のHP等に掲載する場合、掲載内容の確認を応募者側に確認いただけますでしょうか。	優先交渉権者の決定等に伴い、市ホームページ等に掲載する内容については、事前に事業者へ確認する想定です。
140	資料3— 様式集	54	第 3								(様式6－3)二次審査(事業者提案)提出書類一覧	様式集(様式6－3)「二次審査(事業者提案)提出書類一覧」における「入札参加者確認」の「添付」「部数」の記載方法は、様式集(様式4－3)への記載と同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	資料3— 様式集	57	第 3								(様式6－5)基礎審査リスト	様式集(様式6－5)「基礎審査リスト」における「該当様式」への記載方法は、様式6－3「二次審査(事業者提案)提出書類一覧」で整理された当該部分記載の「様式」を記載することによろしいでしょうか。また「入札参加者」の「確認」の記載方法は、様式集(様式4－3)への記載と同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	資料3— 様式集	68	第 3								(様式8－5)資金調達計画	(2)資金調達計画について、※印の注記に「項目の内訳は原則上記によるが、必要に応じて追加または細分化することは可とする。」という記載がございませんが、項目内訳の変更は全く認められないでしょうか。	項目の内訳は原則上記によりますが、必要に応じて追加または細分化することは可とします。
143	資料3— 様式集	69	第 3								(様式8－6)長期収支計画表(サービス購入料支払対象事業・独立採算事業)	(1)損益計算書について、「※1項目の内訳は原則上記による」とございますが、項目を変更したい場合は既存項目を残しつつ、当該項目の「追加」にて対応すれば良いでしょうか。または、既存項目のうち不要な項目を削除、修正しても良いでしょうか。	追加にてご対応ください。不要な項目は紙媒体上は非表示で構いませんが、電子データは当該内容が非表示であることを確認できるようにご提出ください。 なお、キャッシュフロー計算書については、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書の整合性を確保する観点から、未収金、未払金その他資産・負債の増減等を反映するための項目の追加等は妨げません。事業期間中の資金収支について記載する場合には、財務三表の整合性が確認できるよう整理してください。
144	資料3— 様式集	69	第 3								(様式8－6)長期収支計画表(サービス購入料支払対象事業・独立採算事業)	(2)株主資本変動計算書に記載する金額は純資産合計という理解で良いでしょうか。	紙媒体でのご提示はご理解のとおりです。ただし、株主資本の内訳(資本金、利益剰余金(利益準備金を含む)等)が把握できない場合、貸借対照表との整合性や利益配分の妥当性等の確認が困難となるため、電子データにおいては、株主資本等変動計算書の各項目と貸借対照表の純資産の部との関係が確認できるよう、計算過程が分かる状態で提出してください。なお、計算過程については、関数、計算式等を残した状態で提出するとともに、計算過程が複雑となる場合は、当該計算過程を別のシートによって作成し、これらを合わせて添付してください(関数、計算式等を残したまま、他のシートとのリンクが残ったままで提出すること)。
145	資料3— 様式集	71	第 3								(様式8－6)長期収支計画表(サービス購入料支払対象事業・独立採算事業)	(4)貸借対照表について、「※1項目の内訳は原則上記による」とございますが、項目を変更したい場合は既存項目を残しつつ、当該項目の「追加」にて対応すれば良いでしょうか。または、既存項目のうち不要な項目を削除、修正しても良いでしょうか。	No. 143 の回答をご参照ください。
146	資料3— 様式集	72	第 3								(様式8－7)(参照)一覧表	設計・建設業務費用を小項目ごとに算出することとなっておりますが、各施設が連携・融合する複合建物で共用する部分も多いことから、構造躯体や設備配管等を明確に区分けすることは難しいため、棟ごと及び期ごとでの算出とさせていただけないでしょうか。	不可とします。対象機能の延床面積按分でご提示ください。 広場、外構の分け方については、提案上の広場部分を広場、それ以外は駐車場、駐輪場含め外構としてください。広場の整備費は、主に表面部分を広場として整備するための費用とし、広場をデッキ等の建築物上に設ける場合は、建物躯体等に係る費用を本施設で導入する各基本機能の整備費としてください。 エレベーターなど機能毎に共有するものについては、関連する機能に紐づけて計上してください。 コモンスペースについては、別途コモンスペースとして提案いただくか、エントランスホールに含めて計上してください。 什器・備品については面積按分ではなく、各機能で必要な什器・備品の費用を算出するようにしてください。なお、共用の備品については、各基本機能面積で按分することは可能です。 なお、契約締結後、市と国との協議により、社会資本整備総合交付金等の対象事業となった場合には、交付金対象施設の内訳を別途求める場合があります。
147	資料3— 様式集	72	第 3								(様式8－7)(参照)一覧表	利便施設はカフェのみで良いか、自販機置き場も対象になるのかご教示下さい。	設計・建設業務費用の内訳においては、自動販売機置き場の算出を求めません。利便施設にはカフェのみを算出してください。

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[か]	[英]	[数] 条	項	行数			
148	資料3— 様式集	74	第 3								(様式8－7) 設計・建設業 務費用	算定根拠は※のある既存建築物汚染物質調査費、既存建築物汚染物質除去工事費及び杭撤去費のみ記載すれば良いでしょうか。 そうでない場合、「出来る限り具体的に記載」するには欄が小さいため、どのように記載すれば良いか例をお示し願います。	算定根拠については、全ての項目に見積等算定方法や㎡単価等を記載してください。また、単価については、※のある既存建築物汚染物質調査費、既存建築物汚染物質除去工事費及び杭撤去費を記載することとし、様式に記載が困難な場合は、別紙(任意書式)にて提出してください。 なお、算定根拠については、様式8－7－1にのみ記載し、様式8－7－2から様式8－7－23(※含む)への記載は不要とします。
149	資料3— 様式集	74	第 3								(様式8－7) 設計・建設業 務費用	「引渡日までのSPCの運営費」と「設計・建設段階の諸経費」はそれぞれどのような項目が該当しますでしょうか。	「引渡日までのSPCの運営費」はSPC役員報酬や事務代行費等を想定しています。「設計・建設段階の諸経費」はその他費用(V.)のうち、いずれにも該当しない費用があれば、当該経費として計上してください。
150	資料3— 様式集	74									(様式8－7) 設計・建設業 務費用	様式8－7～8－10は全てPLベースで作成すれば良いでしょうか。個別にご指示がある場合は、様式別に具体的にご指示ください。	ご理解のとおり、PLベース(発生主義)で作成してください。
151	資料3— 様式集	76									(様式8－9) 維持管理業 務費用	令和8年5月15日付けの質疑回答No. 265に対する確認です。「様式8－9は当該機能の事業期間で均等割りした額を計上してください」とご回答いただきました。当該機能の『維持管理業務の期間(各機能の開業準備期間も含む)』で割ると解釈してよろしいでしょうか。また、均等割りの分母は『月数』でしょうか。また、仮に施設引き渡しが年度の途中で行われ、初めの年度の業務期間が数か月しかない場合等には『事業期間で均等割りし、期間の月数を乗じた』費用を初めの年度に計上すればよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおり維持管理業務の期間で割ってください。また、その際の分母は月数を想定しています。後段については、前段の考え方の上で算出するのであればご理解のとおりです。
152	資料3— 様式集	76									(様式8－9) 維持管理業 務費用	段階的に施設の引渡しが行われ、維持管理業務の対象施設が段階的に拡大する場合における様式8－9について確認です。引渡しが同時期の機能が二つ以上ある棟の場合、棟のうちの一つの機能に維持管理業務費をまとめて計上することは不可でしょうか。不可の場合、機能同士でどのように費用を分担するかは事業者の提案に委ねられるという理解でよろしいでしょうか。例えば、棟の中で、機能が占める面積で面積按分し入力する案が考えられますが、問題ございませんでしょうか。	前段については、一つの機能に維持管理業務費をまとめて計上することは基本的には不可と考えます。後段については、機能ごとの面積按分で差し支えありません。
153	資料3— 様式集	76									(様式8－9) 維持管理業 務費用	様式8－9において、例えば外構(駐車場・駐輪場)において植栽を計画しない場合、植栽管理業務費用は0円と想定されます。このように、各機能において発生しない維持管理業務がある場合にはその業務に要する費用は入力しなくとも問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	資料3— 様式集	84									(様式8－16) 償還表D 詳細②	令和8年5月15日付けの質疑回答No. 265に対する確認です。「様式8－16は様式8－9で整備期ごとに均等割りしたものを合計してください。様式8－16は整備期ごとに均等割りされていれば、合計額が均等額でなくても構いません。」とご回答いただきました。様式8－16だけではなく8－15も同様の考えでよろしいでしょうか。また、8－9と15、16の合計額は一致している必要があるという理解でよろしいでしょうか。	様式8－15も同様の考えです。様式8－9と様式8－15、16の合計額は一致している必要があります。
155	資料3— 様式集	89	第 3								(様式8－21) 利用料金 等収入に 関する 提案書	利用料金等収入に関する提案書について、利用料金を徴収し、自らの収入とすることができる「老人福祉センターいこい荘」の項目がございません。事業者で追加する対応でよいでしょうか。	老人福祉センターいこい荘の利用料金についての提案を要求水準で求めているため、提案書から除外しています。
156	資料3— 様式集	97									(様式8－27) DX推進への 寄与に 関する 提案書	DX推進における「維持管理・運営業務の効率化及びサービスの質の向上」の対象は貴市職員と市民等の施設利用者どちらへのサービスでも該当するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。さいたま市においては「さいたまデジタルハ策」を基にDX推進を図っていることから、当該提案がデジタルハ策のどの施策に位置付くかを説明できるものであれば、さいたま市が目指すDXの姿の実現に資するものと整理できると考えております。
157	資料3— 様式集	97	第 3								(様式8－27) DX推進への 寄与に 関する 提案書	令和7年11月13日付けの質疑回答No. 376についての確認です。 維持管理費用・運営費用の記載方に指定などはありますでしょうか。年間費用、総事業費用、DX提案による削減費用の記載は必須等の指定がありましたら、ご教示ください。	事業者の提案によりますが令和7年11月13日付けの質疑回答No. 377のとおり、将来的な陳腐化による協議のためにも設定しているため、年間費用や総事業費用が明確であることを望みます。
158	資料3— 様式集	97	第 3								(様式8－27) DX推進への 寄与に 関する 提案書	令和7年11月13日付けの質疑回答No. 377についての確認です。 目的・効果にはそれぞれどのような内容を記載することを想定していますでしょうか。目的と効果の違い、具体例等がありましたらご教示ください。	目的と効果については令和7年11月13日付けの質疑回答No. 377のとおりです。具体例はお示しできませんが、事業者の提案に期待しています。
159	資料3— 様式集	97	第 3								(様式8－27) DX推進への 寄与に 関する 提案書	「初期費用」「維持管理費用・運営費用」と欄が分かれております。事業期間中に設備更新が発生する場合、維持管理費用・運営費用に計上するとの理解でよろしいでしょうか。また、維持管理費用・運営費用は事業終了までにかかる総費用を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	前段・後段ともにご理解のとおりです。
160	資料3— 様式集	145									(様式11－2) 維持管理 業務の実 施方針・ 実施体 制に 関する 提案書	「・市の意見反映等、業務改善プロセスは妥当性があり、実現性が高いか。」と記載がありますが、ここでの業務改善プロセスとは、セルフモニタリングも含めた、業務の継続的な質の向上について記載を求められているのでしょうか。もしくは、市からの意見に対する業務改善のみでしょうか。	業務改善プロセスとは、市からの意見に対する業務改善やセルフモニタリングも含めた、業務の継続的な質の向上について記載を求めています。

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[か]	[英]	[数] 条	項	行数			
161	資料3— 様式集	146									(様式11－3)各業務連携に関する提案書	施設の引渡しから事業期間終了までの長期修繕計画（[※要更新]棟（施設整備第[※要更新]期））の※要更新部分の記載について確認です。前半の[※要更新]棟は機能名を記載、後半の施設整備第[※要更新]期は第1期等数字を入力するという理解でよろしいでしょうか。	[※要更新]棟については、機能ごとではなく棟別に記載することを想定しております。 [※要更新]期については、ご理解のとおりです。
162	資料3— 様式集	157	第 3								(様式11－13)施設の引渡しから事業期間終了までの長期修繕計画	什器備品の更新費用は様式の11－13－※の長期修繕計画の「什器・備品等」に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、什器備品の管理費用は、サービス購入料Eに計上してください。
163	資料3— 様式集	159	第 3								(様式12－2)開館準備業務・運営業務の実施方針・実施体制に関する提案書	「※業務に配置する責任者、業務実施時間、担当する役割、配置担当者の資格等についても記載すること。」の記載がありますが、図書館、産業文化センター、プール等、全機能について本様式に記載する必要があるという理解で齟齬ないでしょうか。また、逆に施設個別の様式については、「※業務に配置する責任者、業務実施時間、担当する役割、配置担当者の資格等」を重複して記載することは求めているということでしょうか。提案書書き分けの意図や想定をご教示ください。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、「資料2　落札者決定基準」に基づき作成していただく想定ですが、重複は必須ではありません。
164	資料3— 様式集	170	第 3								(様式13－2)地域経済への配慮に関する提案書	令和8年5月15日付けの質疑回答No. 280についての確認です。 SPCから市内の金融機関(企業)へ直接支払う ①アレンジメント業務対価 ②エージェント業務対価 ③借入金利 は、市内発注額に含めてよろしいでしょうか。	①、②は可とします。③は不可とします。
165	資料5— 事業契約書 (案)	2	第1					9	1	25	履行の確保	本件施設の段階的な引渡しを行う場合には、本項第5号に定める「本施設の設計業務、建設・解体業務及び工事監理業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結」を、各工期ごと、もしくは各施設の工事ごとに付保し、複数の履行保証保険で網羅的にカバーすることは認められますでしょうか。	可能です。ただし、契約時については、全額（全ての期における額）が付保されている必要があります。
166	資料5— 事業契約書 (案)	2	第1					9		24	履行の確保	質問の回答及び官民対話の結果(令和8年5月)の質問番号325に「提案内容により、本件施設の各施設ごとの段階に応じて違約金を支払うことを認める想定です。詳細については契約締結時の協議とします。」と記載ございますが、こちらは履行保証保険を付保する際に、例えば建設する施設が大きく3つあり、工事期間がそれぞれ異なる場合、それぞれの着工毎に、その施設に係るサービス購入料分の履行保証保険を付保すればよいイメージでしょうか。	「資料5　事業契約書(案)」第9条第1項のとおり、本件契約の締結と同時に、契約締結のときから本施設の引渡しまでを期間とする保証を求めています。そのため、ご例示の場合には、契約締結時点より、全施設分の別紙5に定めるサービス購入費A及びBの総額の100分の10以上の金額の保証を付してください。引渡しの終わった施設に関しては、履行保証の対象から除外します。
167	資料5— 事業契約書 (案)	3	第1					9	5	13	履行の確保	「契約保証金は、～各施設が発注者に引き渡された後、～返還する。」とありますが、契約保証金と同様に、履行保証保険についても、引渡し対象の施設に該当する金額を、履行保証保険の保証金額から減額することは可能でしょうか。	可とします。
168	資料5— 事業契約書 (案)	3	第1					9	5	13	履行の確保	本項の定めに基づいて、段階的な本件施設の引渡しに伴い、契約保証金の一部が返還された場合、事業契約第93条1項で規定される違約金の額(全部の引渡の前なので、サービス購入料A及びBの総額の100分の10に相当する額)を、契約保証金でカバーすることはできませんが、問題ないでしょうか。	問題ありません。提案内容により、本件施設の施設ごとの段階に応じて違約金を支払うことを認める想定です。詳細については契約締結時の協議とします。
169	資料5— 事業契約書 (案)	8						24	2	16	設計の変更	第24条第2項において、本市の請求により設計変更を行い事業者に追加費用(設計費用を含む。)が発生した場合、本市が当該費用を負担し「追加費用の内容に応じてサービス購入料に算入する」とされております。つきましては、設計段階で生じた当該追加費用は、サービス購入料A(一括払い)又はサービス購入料B(割賦払い)のいずれに算入されるのか、また、その請求・支払いの時期はどのようになるのか、ご教示ください。また、交渉の際の見積書は着手時点での国土交通省の最新単価の採用を認めて頂けますでしょうか？	前段の設計段階で生じた当該追加費用については、「資料5　事業契約書(案)」別紙5に基づき、基本設計費をサービス購入料Bで、実施設計費を対象施設に応じてサービス購入料A又はBで支払うことを想定しています。後段については、事業契約後の協議とします。
170	資料5— 事業契約書 (案)	12	第 4	5				36	5	3	事業者 の完工検査	令和7年11月公表の官民対話の結果No. 407で、「『法令に基づいて必要となる手続は、事業者が自己の責任及び費用において行い、発注者はこれに協力する。』との記載がございますが、当該手続は発注者様の費用負担のもと発注者様が行い、事業者はこれに協力するものとしていただけませんか。」との質問をし、以下のご回答をいただきました。 「現段階で想定している手続きは、仮使用(建築基準法第7条の6第1項ただし書き)の手続きや防火対象物使用開始届(火災予防条例)の手続きなどです。」 当該手続きについて、仮使用については建築主、防火対象物使用開始届(火災予防条例)については建物使用者が手続きの主体者だと認識しておりますので、発注者様の責任のもと手続をするものとしていただけませんか。	原案のとおりとします。

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[か]	[英]	[数] 条	項	行数			
171	資料5__ 事業契約書 (案)	13	第 4	7				41	1	3	第三者に 対する 損害賠償	①第三者損害について、『不可抗力に該当する場合には、「資料5__事業契約書(案)」別紙8__不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合(P71)に従います。当該場合以外は「資料5__事業契約書(案)」第4章__第7節__第41条(P13)のとおりとします。』との質疑回答(質問の回答及び官民対話の結果(令和8年5月)質疑回答306版)を得ておりますが、公共工事標準請負契約約款第29条の『工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたとき』は不可抗力に該当しないと考えられます。 ②『工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたとき』の取扱い、公共工事標準請負契約約款第29条と同様に『その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。』となると理解してよろしいでしょうか。 ③さいたま市公共工事契約約款にも公共工事標準請負契約約款第29条と同様の規定がありますが、上記解釈に該当しない場合、今回工事の約款が異なることについて、その理由をご教示願います。	①ご理解のとおりです。 ②「資料5__事業契約書(案)」第4章__第7節__第41条(P13)のとおりとします。 ③本事業はPFI事業であり、公共工事標準請負契約ではないためです。
172	資料5__ 事業契約書 (案)	13	第 4	7				41	1	3	第三者に 対する 損害賠償	令和7年11月13日質疑回答No. 94, 410及び令和8年5月15日質疑回答No. 304、No. 305を踏まえて確認です。 事業契約書(案)別紙8において、損害の負担額について、一定額までは事業者が負担するものとされていますが、事業者が注意義務を果たしても損害を防止できない事象もあり、民間(七会)連合協定工事請負契約約款の定めと同様、施工について事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により第三者に損害を与えた場合や、契約の目的物の設置自体に起因する日照阻害、風害、電波障害等により第三者との間に紛争が生じたとき又は第三者に損害を与えた場合には、発注者様がその損害の補償に要する費用を負担するものとしていただき、必要と認められる工期の延長を行うものとしていただきますよう、ご検討いただけませんか。	原案のとおりとします。
173	資料5__ 事業契約書 (案)	26	第 8					90	2	1	指定管理者 の指定取り消 しの取扱	令和8年5月公表の質問の回答及び官民対話の結果No. 321において、『「資料5__事業契約書(案)」第90条第2項は、第1項の契約解除を受けた任意規定であり、不可抗力及び発注者の債務不履行による指定管理者の指定の取消しについて、本市として第2項各号に示す措置を講じる想定はありません。』とのご回答がありましたが、第86条、第88条及び第89条は事業者に起因しない取り消しかと思われますので、「資料5__事業契約書(案)」第90条第2項に記載の事業者の損害賠償負担に関する定めは、第87条による指定取消し時のみ適用されるものとしていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。契約締結時の協議で調整とします。
174	資料5__ 事業契約書 (案)	28	第 10								不可抗力	第98～100条に関して、中東情勢等による建設資材の納期遅延やエネルギー供給の逼迫等(中東情勢を直接的又は間接的な要因とするものを含むがこれに限らない)、請負契約上の義務の履行に影響が生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、必要と認められる工期の延長及び請負代金変更の協議を認めていただけますでしょうか。	情勢が、不可抗力に該当するような事態であると公的に認められた場合には、協議の対象とします。なお、公的に認められた場合は、国による宣言や、文書による通達等を想定しています。
175	資料5__ 事業契約書 (案)	31	第 11					108	3	10	著作権の 利用等	「事業者は、発注者が成果物及び本件施設を、次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者(発注者を除く。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。」との記載がありますが、著作権者の権利を守る観点から著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利は行使できるものとさせていただきますでしょうか。 また、上記同様の理由から第108条3項記載の各号の内容については、事業契約締結までに協議させていただきますでしょうか。	原案のとおりとします。ただし、契約締結時の協議において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利は、「本事業の目的の範囲内で行使し、又はさせてはならない」とする協議には応じます。また、第3項各号の内容についても協議に応じます。
176	資料5__ 事業契約書 (案)	42	別紙 5	2						1	サービス 購入料の 構成	令和7年11月13日付けの質疑回答No. 448についての確認です。 「施設A工事の引渡しが年度当初、施設B工事の引渡が年度末等期間が必要以上に空く場合については、支払の回数を分けることも想定しています。」とありますが、原則的には部分引渡及び請求後30日以内に部分引渡相当額はお支払い頂きたいと考えております。その点は協議可能と考えてよろしいでしょうか。	引渡し時期も含め協議とします。
177	資料5__ 事業契約書 (案)	42	別紙 5	2						1	サービス 購入料の 構成	事業契約案第36条5項にある「指定部分」の引渡を行った場合、引渡しを終えた指定部分については、 ・割賦払いの開始と割賦金利の起算 ・維持管理期間(開業準備業務)の開始 ・瑕疵担保期間の起算 は当該指定部分の引渡日からということとさせていただきます。	ご提案の内容について可能です。 なお、施設の一部分が異なる時期で引渡される場合については、引渡し対象の面積を按分し、支払い対象とすることが出来ます。 ただし、施設の極一部分が先に引渡される場合は、当該施設全ての引渡し完了した後に支払う想定です。なお、この場合の対応については、建設期間中において協議とします。

①番号	②資料名	③該当箇所									④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	([数])	[か]	[英]	[数] 条	項	行数			
178	資料5__ 事業契約書 (案)	45	別紙 5	3	(1)	ア				7	サービス購入 料A(設計・ 建設業務費 のうち一括 支払分)	別紙5において、サービス購入料Aは設計・建設業務費のうち一括支払い分とされ、その費用には基本設計・実施設計業務に要する費用が含まれること、また同Aは設計・建設期間中及び引渡し時に出来高に応じて支払われることが記載されております。つきましては、設計業務費について、基本設計・実施設計の各フェーズの完了(成果品の納品及び発注者の確認・承諾)をもって出来高として取り扱い、当該各時点で請求・支払いを受けることを希望いたします。このような取扱いをお認めいただけますでしょうか。設計業務については、建設工事のように出来高を客観的に把握することが難しいと考えられますが、設計業務に係る出来高の査定はどのような頂いた成果品リストの納品状況によって、検品などが行われるイメージでよろしいでしょうか？設計業務の出来高に関する基準・方法等、ご教示ください。	設計業務の完了は、成果品の納品をもって確認することを想定しております。 基本設計費の出来高払いについては、サービス購入料Bのため、初回は、各施設の引渡し日の1か月後の日が属する月以降で、7月、10月、1月、4月のうち最初に訪れる月としているため、想定していません。 また、実施設計の出来高払いについては、市としても、建設工事のように出来高を客観的に把握することが難しいと考えているため、想定していません。
179	資料5__ 事業契約書 (案)	45	別紙 5	3	(1)	ア				13	地方債の 活用	別紙5 3(1)アにおいて、本市は令和9年度には地方債の発行を予定しておらず、令和9年度に発生した費用については令和10年度に発生した費用と合わせて支払う予定である旨が記載されております。つきましては、令和9年度に設計業務に着手し出来高が生じる場合、当該設計業務費(サービス購入料A)の支払いは令和10年度に繰り延べられるという理解をしました。その場合は令和10年4月に支払いを希望した場合、対応は可能でしょうか？令和9年度に発生する設計業務費の請求・支払いの具体的なタイミング等、お考えがございましたら、ご教示ください。	基本設計費については、サービス購入料Bのため、各施設の引渡し日の1か月後の日が属する月以降で、7月、10月、1月、4月のうち最初に訪れる月の支払いになることから、出来高払いを想定していません。
180	資料5__ 事業契約書 (案)	45	別紙 5	3	(1)	ア				20	地方債の 活用	令和7年11月13日付けの質疑回答No. 450についての確認です。 「例えば、雨水貯留施設がサービス購入料Bになると想定しております。」とありますが、" 雨水貯留施設 " とは、要求水準書(設計・建設)P26第5施設計画 1建築計画 (9)防災計画にある " 雨水流出を抑制する施設 " のことでしょうか。 また、" 雨水貯留施設 " を、サービス購入料Aの対象となる施設と一体で整備した場合、" 雨水貯留施設 " の実施設計業務・建設工事業務に要する費用は、サービス購入料Aとしての提案が可能でしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、雨水流出抑制施設を建築物と一体として整備することは不可となります。
181	資料5__ 事業契約書 (案)	45	別紙 5	3	(1)	ア				20	地方債の 活用	【対象事業費等(サービス購入料Aのうち地方債活用によるもの)】に " 外構に係る工事費も含む " とありますので、駐輪場を含む外構工事については、サービス購入料Aという認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	資料5__ 事業契約書 (案)	49	別紙 5	4	(1)	ア				3	着工前の 改定	別紙5 4(1)アにおいて、整備期ごとの各業務の着手前に、所定の条件を満たす場合は設計業務費等について「設計業務委託等技術者単価」(国土交通省)に基づく改定を請求できる旨が記載されております。本事業では基本設計と実施設計とで着手時期が異なることが想定されるため、設計業務費の着工前改定の基準時点を、基本設計の着手時・実施設計の着手時のそれぞれにおいて適用し、各着手時点で公表されている最新の単価を反映していただくことは可能でしょうか。	設計における着工前改定については、建築確認を申請する建築物ごとに区分し、その着手時点を想定しています。 具体的な内容については、契約時の協議により決定します。
183	資料5__ 事業契約書 (案)	50	別紙 5	4	(1)	ア	c			3	改定方法	世界情勢の動向が不安定な状況下で、建設資機材、燃料油類の価格高騰の予測が現時点で想定できず、11月20日の入札書提出段階で実勢価格による事業費が予定価格を大幅に超過する懸念が否定できない状況です。仮に11月20日の入札書提出時点で3月公告日時点より、事業契約書(案)で定める提出前最新の建設物価指数及び実勢価格に近い指標(日建設計標準建築費指数(NSBPI)等)において著しい物価上昇が認められる場合においても、予定価格の変更はしないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	資料5__ 事業契約書 (案)	61	別紙 6	3	(3)	ア	c			30	是正レベル の算定	業務で使用するデジタルツールが陳腐化し…とありますが、貴市との間で陳腐化したデジタルツールの対応に関する協議の最中においては、是正レベルの認定対象には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。